

池田町建設工事等電子入札実施要領

(目的)

第一条 この要領は、池田町契約規則（昭和四十年池田町規則第六号。以下「規則」という。）第十二条第二項（第二十三条において同条を準用する場合を含む。）の規程に基づき、池田町が発注する建設工事の請負、建設工事に係る測量・設計等業務委託の競争入札に付する入札手続を池田町建設工事等電子入札システム（以下「建設工事等電子入札システム」という。）により行う場合において、規則に定めるもののほか必要な事項を定めることを目的とする。

(入札参加者の指名等)

第二条 町長又は町長から契約の締結を委任された者（以下「契約担当者」という。）は、入札手続を電子入札により行う場合（以下「電子入札による場合」という。）は、建設工事等電子入札システムにより規則第二十二条第一項に規定する入札参加者の指名及び規則第二十一条第二項に規定する入札の通知（以下「入札の通知」という。）を行うものとする。

2 契約担当者は、建設工事等電子入札システムによる入札の通知が困難な場合には、書面により入札を行うものとする。

(予定価格等の登録)

第三条 契約担当者は、電子入札による場合は、入札の通知を行う前に、次の各号に掲げる金額を建設工事等電子入札システムに登録するものとする。

一 規則第十条の規程により定められた予定価格並びに最低制限価格

(入札書)

第四条 入札書は、電子入札による場合は、規則第十三条第四項（規則第二十三条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定にかかわらず、契約担当者があらかじめ指定する日時までに建設工事等電子入札システムにより提出するものとする。ただし、契約担当者の承諾を得て又は契約担当者の指示により入札書を書面で提出する場合（以下「書面入札」という。）は、規則第十三条第二項の規定によるものとする。

(入札の辞退)

第五条 入札参加者は、入札を辞退するときは、建設工事等電子入札システムにより入札辞退届を提出するものとする。ただし、やむを得ないと認められる場合には、契約担当者の承諾を得て、書面により提出することができる。

(無効の入札)

第六条 第四条の入札書を建設工事等入札システムにより提出した場合は、規則第十四条第三号の規定中「入札書に記名押印がない」とあるのは「電子認証書を取得していない者が入札をした」と読み替えるものとする。

(開札)

第七条 契約担当者は、当該入札において書面入札がある場合には、建設工事等電子入札システムにより入札の締め切り後、当該入札書記載金額を建設工事等電子入札システムに登録するものとする。

2 契約担当者は、入札者又はその代理人(以下「入札者等」という。)の立ち会いの上で、建設工事等入札システムにより開札を行うものとする。この場合において、入札者等が立ち会わないときは、当該入札事務に関係ない職員を立ち会わせて行うものとする。

3 前項の開札の場所及び日時は、入札の通知の際に示すものとする。

(くじによる落札者の決定)

第八条 前条第二項の開札の結果、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、建設工事等電子入札システムにより、当該同価の入札に係るくじを行って落札者を定めるものとする。ただし、書面入札による者が含まれている場合等、建設工事等電子入札システムによる実施が困難な場合は、契約担当者が指定する場所及び日時において、当該同価の入札者等にくじを引かせて落札者を定めるものとする。

(委任状)

第九条 入札参加者が電子入札により入札を行った場合で、代理人が第七条第二項の開札に立ち会い、又は前条ただし書きのくじを引く場合は、あらかじめ委任状を提出させるものとする。

(雑則)

第十条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附則

この要領は、交付の日から施行する。